

○愛西市行政改革推進委員会運営規程

平成 18 年 3 月 28 日

告示第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、愛西市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事の説明者)

第 2 条 会長は、議事に関係ある行政機関の職員等を会議に出席させ、議案について説明させることができるものとする。

(会議の原則公開)

第 3 条 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないものとする。

- (1) 愛西市情報公開条例（平成 17 年愛西市条例第 8 号）第 5 条各号に規定する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると出席委員の過半数が認める場合

(議事録)

第 4 条 委員会の会議については、議事録を作成するものとする。

2 議事録に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開会、閉会の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事の概要
- (5) その他委員会の経過に関する事項

3 委員会の議事録は、愛西市情報公開条例の規定に準じてこれを公開する。

(傍聴人)

第5条 傍聴人は、傍聴人受付名簿（別記様式）に住所及び氏名を記入し、係員の指示に従って会場に入室するものとする。

2 傍聴希望者の受付は、会議開催予定時刻の30分前から先着順で行うものとする。

（傍聴することができない者）

第6条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- （1） 銃器その他危険なものを持っている者
- （2） 酒気を帯びていると認められる者
- （3） 異様な服装をしていると認められる者
- （4） 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- （5） 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類及び拡声器等の大音量を発する機器類を持っている者
- （6） 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- （1） 会議開催中は、傍聴席に着席して静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- （2） 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと
- （3） はち巻、腕章の類をするなどの示威的行為をしないこと
- （4） 携帯電話のマナーに配慮するとともに、これを使用しないこと
- （5） 飲食又は喫煙をしないこと
- （6） みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと

(7) 委員会の許可なくカメラ、ビデオの類で撮影、録音、録画等、映像や音声の記録行為をしないこと

(8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴違反に対する措置)

第9条 傍聴人が本規程に違反するときは、会長はこれを制止し、なおその命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で協議の上会長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



別記様式（第5条関係）